

令和8年4月30日

所得等報告書

舟橋村長 

		所得金額	起因となった事実
総合課税	事業所得		
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得	12,817,717円	
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	山林所得		

受贈財産の課税価格  円

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。